



平成 29 年 10 月 16 日

各 位

会社名 株式会社ネクステージ  
代表者名 代表取締役社長 広田 靖治  
(コード番号：3186 東証・名証第一部)  
問合せ先 取締役管理本部長 安藤 弘志  
(TEL. 052-228-6914)

## 新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関するお知らせ

平成29年10月16日開催の取締役会において、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 【本資金調達の目的】

当社グループは、中古車販売を主要な事業としており、『クルマ業界の常識を打ち破り みんなの「希望」を「現実」に。』という企業理念のもと、平成29年10月16日現在、全国に74店舗を展開しております。

国内中古車販売市場は中古車登録台数が横ばいで推移する厳しい環境が続く中、当社グループは高品質車を中心に仕入れ、販売車種を特化した店舗展開を行うことで専門性と顧客の利便性を高め、「愛せるクルマを、愛せる価格で。」お客様に提供するとともに各種装備品や付帯サービスの併売により収益性を高めるビジネスモデルで事業を拡大してまいりました。

足元においては、生涯取引(※)の拡大を取り組み方針とし、①総合店モデルの確立、②総合店・SUV LAND 拡大、③買取仕入の強化を具体的な内容として新たな業態展開の加速を図っております。総合店は、顧客の利便性向上と中古車ビジネスサイクルにおける収益機会の最大化を目的に、生涯取引をワンストップで行うことで収益性を高める店舗づくりを目指すものです。SUV LANDは、アウトドアをイメージした店舗づくりに加え、各種アウトドアイベント等を開催することでSUVによるライフスタイルを提案するエリアNo. 1の専門店をコンセプトとするものです。その他、店舗数増加に伴う仕入体制強化のための買取専門店、輸入車（ボルボ、マセラティ、ジャガー・ランドローバー）の新車正規ディーラーといった業態の展開も行っております。

今回の新株式発行及び自己株式処分による調達資金は、新規出店のための設備投資資金、新規出店に係る商品仕入のための運転資金及び借入金の返済資金に充当する予定です。今後の成長戦略に必要な資金を調達するとともに財務体質を強化することで、当社グループの更なる発展を実現し、企業価値を高めてまいります。

※ 生涯取引…販売、整備、アフターケア、中古車買取といった網羅的サービスの提供をカバーできるモデルの当社の通称

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 記

### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式1,503,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成29年10月23日(月)から平成29年10月26日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成29年10月31日(火)から平成29年11月2日(木)までの間のいずれかの日。ただし、①発行価格等決定日が平成29年10月23日(月)又は平成29年10月24日(火)の場合は平成29年10月31日(火)、②発行価格等決定日が平成29年10月25日(水)の場合は平成29年11月1日(水)、③発行価格等決定日が平成29年10月26日(木)の場合は平成29年11月2日(木)とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 広田靖治に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

### 2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式1,097,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。
- (3) 募集方法 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、公募による新株式発行における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、申込期間は公募による新株式発行における申込期間と同一とする。
- (6) 払込期日 平成29年10月31日(火)から平成29年11月2日(木)までの間のいずれかの日。なお、払込期日は公募による新株式発行における払込期日と同一とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、その他本自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 広田靖治に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 390,000 株  
種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格及び処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から390,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 広田靖治に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 390,000 株  
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お け る 払 込 金 額 と 決 定 方 法 同 一 と す る 。
- (3) 増 加 す る 資 本 金 増 加 す る 資 本 金 の 額 は 、 会 社 計 算 規 則 第 14 条 第 1 項 に 従 い 算 出 さ れ る 資 本 金 等 及 び 資 本 増 加 限 度 額 の 2 分 の 1 の 金 額 と し 、 計 算 の 結 果 1 円 未 満 の 端 数 が 生 じ た と き は 、 そ の 端 数 を 切 り 上 げ る も の と す る 。 ま た 、 増 加 す る 資 本 準 備 金 の 額 は 、 資 本 金 等 増 加 限 度 額 か ら 増 加 す る 資 本 金 の 額 を 減 じ た 額 と す る 。
- (4) 割 当 先 野村証券株式会社
- (5) 申 込 期 間 平成29年11月27日(月)  
( 申 込 期 日 )
- (6) 払 込 期 日 平成29年11月28日(火)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 広田靖治に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」及び前記「2. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から390,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、390,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成29年10月16日（月）開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式390,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成29年11月28日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出し（以下「本件募集売出し」という。）の申込期間の終了する日の翌日から平成29年11月20日（月）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

## 2. 今回の公募による新株式発行及び第三者割当による新株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	20,737,200株	（平成29年9月30日現在）
公募による新株式発行による増加株式数	1,503,000株	
公募による新株式発行後の発行済株式総数	22,240,200株	
第三者割当による新株式発行による増加株式数	390,000株	（注）1.
第三者割当による新株式発行後の発行済株式総数	22,630,200株	（注）1.
株式分割による増加株式数	45,260,400株	（注）2.
株式分割後の発行済株式総数	67,890,600株	（注）2.

（注）1. 前記「4. 第三者割当による新株式発行」（1）に記載の募集株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字であります。

2. 平成29年10月10日（火）開催の取締役会において、平成29年12月1日（金）付で当社普通株式1株を3株に分割することを決議しております。この株式の分割は平成29年11月30日（木）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき3株の割合をもって分割するものであります。

## 3. 今回の公募による自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	1,097,074株	（平成29年9月30日現在）
処分株式数	1,097,000株	
処分後の自己株式数	74株	
株式分割による増加自己株式数	148株	（注）
株式分割後の自己株式数	222株	（注）

（注）平成29年10月10日（火）開催の取締役会において、平成29年12月1日（金）付で当社普通株式1株を3株に分割することを決議しております。この株式の分割は平成29年11月30日（木）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき3株の割合をもって分割するものであります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

#### 4. 調達資金の使途

##### (1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 6,695,021,600 円については、4,164,000,000 円を平成 30 年 11 月末までに新規出店のための設備投資資金に、2,531,021,600 円を平成 30 年 11 月末までに新規出店に係る商品仕入のための運転資金に充当する予定であります。なお、残額が生じた場合には、平成 30 年 11 月末までに返済期日を迎える金融機関からの借入金の返済資金に充当する予定であります。

実際の支出までは、当社名義の銀行口座にて適切に管理いたします。

なお、当社の設備投資計画は、平成 29 年 10 月 16 日現在、以下のとおりとなっております。

事業所名 (所在地)	事業 部門	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力 (展示可 能台数)
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
ネクステージ彦根店 (滋賀県彦根市)	中古車販 売事業	店舗	320,000	—	自己資金、 増資資金及び 自己株式処分 資金	平成 29 年 10 月	平成 30 年 1 月	200 台
ネクステージ和歌山店 (和歌山県和歌山市)	中古車販 売事業	店舗	328,000	—	自己資金、 増資資金及び 自己株式処分 資金	平成 30 年 4 月	平成 30 年 7 月	200 台
総合店 4 店舗 (未定)	中古車販 売事業	店舗	1,220,000	—	自己資金、 増資資金及び 自己株式処分 資金	平成 30 年 1 月 ～ 平成 30 年 6 月	平成 30 年 4 月 ～ 平成 30 年 9 月	800 台
SUV LAND堺店 (大阪府堺市)	中古車販 売事業	店舗	302,000	—	自己資金、 増資資金及び 自己株式処分 資金	平成 29 年 12 月	平成 30 年 3 月	200 台
SUV LAND 1 店舗 (未定)	中古車販 売事業	店舗	252,000	—	自己資金、 増資資金及び 自己株式処分 資金	平成 30 年 7 月	平成 30 年 10 月	200 台
ジャガー・ランドロー バー天白 (名古屋市天白区)	新車販売 事業	店舗	411,000	—	自己資金、 増資資金及び 自己株式処分 資金	平成 29 年 7 月	平成 30 年 10 月	30 台
正規ディーラー 3 店舗 (未定)	新車販売 事業	店舗	1,111,000	—	自己資金、 増資資金及び 自己株式処分 資金	平成 30 年 8 月	平成 30 年 11 月	90 台
オートステージ 1 店舗 (未定)	中古車販 売事業	店舗	220,000	—	自己資金、 増資資金及び 自己株式処分 資金	平成 30 年 8 月	平成 30 年 11 月	100 台

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 投資予定額には、保証金を含んでおります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の資金調達が業績に与える影響は短期的には軽微ですが、調達資金を新規出店のための設備投資資金、新規出店に係る商品仕入のための運転資金及び借入金の返済資金に充当する予定であり、自己資本の充実・財務基盤の強化とともに、当社グループの企業価値向上及び中長期的な成長に資するものと考えております。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、会社経営に対する株主の利益確保の観点から判断して、株主に対する利益還元を重要な課題の一つとして認識し、株主への剰余金の配当を安定かつ継続的に実施することを剰余金（利益）配分についての方針として位置付けております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

配当につきましては、原則、期末配当を年1回実施していく考えであり、その決定機関は株主総会であります。また、当社は取締役会の決議により、毎年5月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当社は、上記の配当方針に基づき配当を実施していく方針であります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、自己資本の充実を目的として一定の手元資金を確保するとともに、今後も成長が見込める販売店の展開やグループ成長に効果的な投資に備えてまいりたいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成26年11月期	平成27年11月期	平成28年11月期
1株当たり連結当期純利益	32.60円	83.90円	134.40円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	6円 (-)	6円 (-)	6円 (-)
実績連結配当性向	18.4%	7.2%	4.5%
自己資本連結当期純利益率	9.1%	20.6%	26.9%
連結純資産配当率	1.7%	1.5%	1.2%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。
2. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益（又は連結当期純利益）を自己資本（純資産合計から新株予約権を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値であります。
3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値であります。
4. 当社は、平成29年11月期において、平成29年4月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割は考慮しておりません。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、ストックオプション制度を採用し、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行しております。なお、今回の公募及び第三者割当による新株式発行後の発行済株式総数（22,630,200株）に対する下記の新株式発行予定残数合計の比率は9.09%となる見込みであります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

ストックオプション（新株予約権）付与の状況（平成29年9月30日現在）

株主総会決議日又は取締役会決議日	新株式発行予定残数	行使時の払込金額	行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	資本組入額	行使期間
平成20年9月30日	19,200株	42円	42円	21円	平成22年10月1日から平成30年9月30日まで
平成24年3月30日	57,600株	75円	75円	38円	平成26年4月1日から平成34年3月29日まで
平成26年8月20日	1,980,600株	280円	285円	143円	平成28年3月1日から平成34年10月20日まで

（注）平成29年4月1日付の株式分割（普通株式1株につき2株に分割）の影響を勘案しております。

（3）過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成26年11月期	平成27年11月期	平成28年11月期	平成29年11月期
始 値	470円	528円	865円	1,778円 □1,350円
高 値	805円	1,300円	1,942円	3,220円 □2,881円
安 値	411円	480円	449円	1,657円 □1,128円
終 値	527円	857円	1,749円	2,628円 □2,880円
株価収益率	16.2倍	10.2倍	13.0倍	—

- （注）1. 株価は、平成26年9月18日までは東京証券取引所マザーズにおけるものであり、平成26年9月19日以降は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。  
 2. 平成29年11月期の□印は株式分割（平成29年4月1日付で普通株式1株を2株に分割）による権利落後の株価を示しております。  
 3. 平成29年11月期の株価については、平成29年10月13日（金）現在で表示しています。  
 4. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

（4）ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である株式会社SMN及び広田靖治は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡り日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目録見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。